

平成 30 年度

高知県雇用対策協定に 基づく事業計画



高知県・高知労働局



厚生労働省

平成 30 年度 高知県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1	働き方改革の推進×生産性の向上・・・・・・・・・・	1～3
2	各産業分野の人材の確保・・・・・・・・・・ ～県内就職と定着支援及び移住の促進～	4～9
3	地域の実情に応じた雇用機会の確保・創出・・	10～11
4	未就労者等に対する就労支援・・・・・・・・・・	12～14
5	障害者・生活困窮者等の就労支援・・・・・・・・・・	15～17
6	その他・・・・・・・・・・	17

1 働き方改革の推進×生産性の向上

【目標】 ①高知県ワークライフバランス推進認証企業数

300社

企業の働き方改革の取組を促進・支援し、企業の生産性の向上につなげる。

- 働き方改革の推進×生産性向上の必要性や支援施策の周知について、県と労働局が連携して行う
- 所定外労働時間の削減、休暇を取りやすい職場環境の整備
- 正社員転換・待遇改善の実現
- 働き手の立場に立った環境の整備(両立支援制度、多様な正社員制度、テレワーク導入)
- 「ワークライフバランス推進企業認証制度」及び「くるみん認定制度」PRによる取組みの促進
- 雇用管理制度の導入促進(評価・処遇制度、研修制度、メンター制度)
- 設備導入等により生産性向上に取り組む企業への支援
- 企業内訓練や在職者訓練による能力開発
- 社内、社外教育機会の拡大
- 女性・高齢者等の活用促進

(県が実施する業務)

- ① 県が各分野で進めている事業戦略などの策定実行支援を、国が設置する「働き方改革推進支援センター」と協働して、個々の企業の状況に応じたサポートを行う。
- ② 職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる各事業所の主体的な取組みを支援し、雇用管理改善による職員の定着促進や介護サービスの質の向上を図る。また、基準を満たしている事業所を県が認証し、情報発信することで、介護職場の理解促進と新規参入の促進を図る。
- ③ 福祉機器等の導入を支援するとともに、機器活用のスムーズなマネジメントについても研修を行い、介護職員の負担軽減と業務の効率化を図る。
- ④ 時間外労働縮減や社会保険等の加入促進等の働き方改革に向けた建設業界の体質改善に向けた取組や、生産性向上を目指すための、人材確保・育成等の取組を支援する。

- ⑤ 多様な働き方の実現や職場定着のための労働条件の見直しや労働環境の整備、人材育成の必要性などをテーマとするセミナーを開催する。
- ⑥ 男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する。
- ⑦ 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度の現認証要件を2部門(次世代育成支援、介護支援)にわけ、新たな視点の3部門(女性の活躍推進、年次有給休暇の取得促進、健康経営)を追加するなど、制度の全面改正を行い、働き方改革の推進、人材確保に向けた企業の意識の醸成に取り組んでいく。
- ⑧ 県・産業振興センター・商工会・商工会議所に加え、金融機関・保証協会も参加し、事業戦略・経営計画策定から生産性向上に向けた設備投資まで、一貫した事業者支援を実施する。
- ⑨ 企業在職者に対し、産業界と連携した計画的な在職者訓練を実施する。
- ⑩ 福祉専門職、地域福祉関係者などの資質向上を図るため、体系的かつ計画的に研修の場を提供する研修センターを設置し、地域福祉を支える担い手の育成等を行う。
- ⑪ 「高知家の女性しごと応援室」のキャリアコンサルタントが、働きやすい職場環境づくりに向けた企業へのアドバイスを実施する。
- ⑫ 県内企業等における女性登用等を促進するため、経済団体と連携し、管理職や人事担当者、働く男性・女性を対象にしたセミナーを行う。

(労働局が実施する業務)

- ① 「高知県働き方改革推進会議」を要として、県内各地でセミナーなどを開催し「働き方改革」の普及啓発に取り組む。また、「高知県働き方改革推進支援センター」による事業主への伴走型支援に取り組む。
- ② 長時間労働が行われているおそれがある事業場に対する監督指導を徹底するとともに、「働き方・休み方改善コンサルタント」による改善指導やワークショップの実施により、所定外労働時間の削減、休暇の取りやすい職場環境の整備を支援する。

- ③ 「高知県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、正社員就職・正社員転換の実現に重点的に取り組む。
- ④ 働き手の状況に応じて、働ける職場環境の整備を行うため、治療と仕事の両立支援制度、多様な正社員制度、テレワーク導入に向けた支援をする。
- ⑤ 事業所調査等会社訪問時に「くるみん認定制度」、「えるぼし認定制度」に併せて、「ワークライフバランス推進企業認証制度」を紹介する。
- ⑥ 人材確保等支援助成金の周知に努め、事業所の雇用管理改善への意欲喚起と従業員の処遇改善を促進する。
- ⑦ 正規雇用への転換や人材育成等を希望する事業主・事業主団体に対して、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金等の周知に努め、労働者のスキル向上を図る。
- ⑧ 働く人の主体的な能力開発を支援する教育訓練給付金制度の周知に努め、制度活用を促進する。
- ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出企業の情報を県に提供するとともに、努力義務である中小企業に対しても積極的な取組を促すため、高知県と連携し、周知啓発を図る。
- ⑩ 女性活躍推進法について、高知県と連携し、周知啓発を図る。
- ⑪ 生涯現役促進地域連携事業活用による高年齢者が社会で活躍できる環境整備を行うために、県の採択を支援するとともに、県内自治体の応募勧奨を行う。

2 各産業分野の人材の確保 ～県内就職と定着支援及び移住の促進～

【目標】 ①県内就職を希望する高校生の県内就職内定率	前年度以上
②高校卒業後1年目の離職率を全国水準以下にする (参考:平成28年3月卒1年目離職率全国平均17.2%に対し、高知県23.5%)	
③ジョブカフェこうちの相談率	70.0%以上
④ハローワーク高知若者相談コーナー就職率	33.3%以上
⑤高知県福祉人材センターの就職実績	200人

- ・「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」において若年者に対する支援を一体的に実施する。
- ・就職希望者の相談援助、関係機関との連携による求人確保。
- ・若年者の離職防止のため、入社前後の不安の解消と社会人としての自覚と責任感の養成を図るとともに、企業への若年者等定着のための職場環境等の改善を図る。
- ・高知県と高知労働局が一体的に実施するU・Iターン就職者対策や県が進める移住促進により、地域や経済の活性化につなげる。

○高校生や大学生等の県内就職の促進、若年者支援の一体的実施

- ・高卒求人の早期提出による県内就職支援の連携、高校生・大学生のニーズを踏まえた求人開拓、県内就職の促進、就職面接会やインターンシップ等の実施
- ・県内大学等との連携による学生の地元就職支援
- ・「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づく、「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」が行う若年者支援の一体的実施

○移住、U・Iターン就職の促進

- ・県外大学へ進学した学生の県内就職支援
- ・「ハローワークジョブセンターはりまや」と県のU・Iターン相談コーナー(高知県移住促進・人材確保センターを含む)が行うU・Iターン支援の一体的実施
- ・都市部人材の還流促進

○人手不足分野の人材確保対策

- ・看護・介護・福祉、建設、運輸等の人手不足分野の人材確保対策の推進

(県が実施する業務)

- ① 高校への就職アドバイザーの配置及び学校と労働局の学卒ジョブサポーターとの連携による就職支援
- ② 高校生の就職に有利となる資格取得を支援するため、高校生を対象とした介護職員初任者研修を開催する。
- ③ 高校生に対して県内企業の理解促進するとともに、県内企業との連携を強化して、担い手の育成に努める。
- ④ 求人の早期提出と若年人材の確保・定着のための雇用環境整備等について、労働局と連携して県内主要経済団体に要請を行い、県内求人の確保等に努める。
- ⑤ 若年者等の就職及び就職後の職場定着を支援・促進するため、高知県就職支援相談センター「ジョブカフェこうち」を設置し、「ハローワーク高知若者相談コーナー」と連携して、就職や職場定着を支援する事業を実施する。

[主な内容]

ア)「ジョブカフェこうち」で把握した求人情報の提供や新規登録者の取り次ぎ誘導

イ)キャリアコンサルティング

ウ)就職や職場定着に繋がりにくい方等を対象にした、就職基礎講座や業界研究、企業見学、職場体験講習等の実施

エ)求職者を対象にした就職支援セミナーや就職が内定した高校生や新入社員、企業の人事担当者等を対象にした定着支援セミナーの実施

- ⑥ 本県の魅力ある様々な資源を活用し、県外の方々に本県を移住の地として選んでもらうための取り組みを進め、地域の担い手の確保や経済の活性化につなげる。
- ⑦ 官民協働による広報活動や高知求人ネットの学生向け情報ページによる情報発信により県内就職意向者を増やす。
- ⑧ 県外大学と就職支援協定を連携・協力しながら県内就職意向者に情報を届ける。
- ⑨ 県内大学生等に向けた合同企業セミナーや県外大学生等に対するインターンシップセミナーの開催により、県内企業の魅力や県内就職情報を伝える。

- ⑩ 「高知県 U・I ターン相談コーナー」へ誘導された方に対し、相談に応じるとともに支援制度等の説明や求人情報の提供を行う。
- ⑪ 都市部において、県内企業・市町村・各産業分野等が参加した移住・就職相談会「高知就職フェア」等を実施し、都市部人材の本県へのU・Iターンを促進する。
- ⑫ 労働局、市町村や民間事業者、県との連携強化を図り、移住希望者に対して、仕事などの情報提供や各種相談へのきめ細かな対応を行う。また、県と労働局は連携して、市町村への無料職業紹介窓口開設に向けた取り組みを支援する。
- ⑬ 高知県での起業や就業を考えている都市部の人財を対象に、その実現に向けた研修や県内企業との合同企業就職相談会、高知での現地研修の機会を提供することにより、県内での起業や就業の実現に向けた支援を行う。
- ⑭ 高知県福祉人材センターと関係機関の連携強化を図ることにより、相談から就職、その後の離職防止まで切れ目のない支援に取り組む。

[主な内容]

- ア) 高知県福祉人材センターのマッチング機能を強化し、求人開拓や職場への定着支援に取り組む。
 - イ) 高知県福祉研修センターにおいて、新規就労・復職支援につながる研修の充実を図る。
 - ウ) 高知県福祉人材センターの介護・福祉職業セミナーを、ハローワークにて定期的に開催する。
 - エ) ハローワークの求人情報を閲覧できる端末を高知県福祉人材センターに設置し、利用者の利便性の向上を通じた雇用の促進を図る。
 - オ) 移住者の円滑な就労を支援するため、移住者を対象に介護職員初任者研修の受講費用を助成する。
 - カ) 介護現場における補助的な業務を切り出し、中高年齢者や主婦といった多様な人材が参入できる雇用の場づくりを本格実施する。
- ⑮ 介護職員からの相談を受け付ける相談窓口を設置することで、離職理由の把握や他業種への流出を止める。
 - ⑯ 中山間地域等における介護人材を確保し、介護サービスの充実を図るため、市町村等が実施する介護職員初任者研修に要する費用に対し補助する。

- ⑰ 保育士等を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職等を支援する保育士再就職支援コーディネーターを高知県福祉人材センターに配置し、求職者と雇用者双方のマッチングを行うとともに、再就職等を支援するための研修を行う。
- ⑱ 看護師の就業に関する相談や情報提供を行うため、高知県看護協会の相談窓口をハローワーク高知、ハローワーク安芸、ハローワークいのに定期的に設置する。
- ⑲ バス・トラック・タクシー等の運輸業において不足する乗務員を確保するため、女性を対象とした運転体験等を通じた就労促進事業の実施に要する経費を負担する。
- ⑳ 建設業の魅力発信や、若年者の入職・定着促進等の取り組みに対し補助する。
- ㉑ 福祉・介護人材の安定的な参入促進を図るため、小～大学生、主婦等を対象に福祉・介護施設の職場体験を実施する。
- ㉒ 福祉人材センター及び福祉人材バンクにキャリア支援専門員を配置し、円滑な就労・定着を支援することで福祉・介護分野への人材参入を図る。
- ㉓ 県内で勤務する薬剤師確保のため、薬系大学が開催する就職説明会への参加及び高知県薬剤師会ホームページ内に設置した求人情報サイト等により、県出身薬学生、未就業薬剤師、U・Iターン希望薬剤師等へ情報提供を行い県内での就職を促す。
- ㉔ 「高知県移住促進・人材確保センター」と連携し、関係機関や専門家等との連携による一貫した支援等を行うことにより、中核人材の確保等を促進する。
- ㉕ 「高知県事業引継ぎ支援センター」や金融機関、土業等と連携し円滑な事業承継を支援し、事業の継続による雇用の場の確保を図る。
- ㉖ 農業・林業の労働力や森林整備の担い手を確保するため、地区外の労働力を掘り起こすほか、労働条件の向上などにより人材育成、定着を図る。
- ㉗ IT・コンテンツ関連企業の担い手となる人材を県内で育成し、IT・コンテンツ関連企業の更なる県内集積と若者の雇用創出・県内定着を図るため、土佐MBAにIT・コンテンツアカデミーを開講し、IT・コンテンツビジネスに関する多様な知識や技術を学ぶことのできる場を創出する。

- ⑳ 首都圏在住の若手のIT技術者・クリエイターなどの人材やIT・コンテンツ関連企業とのネットワークを構築し、定期的な交流や県内企業とのマッチングを図ることで、県内への人材のU・Iターンや企業の立地、県内企業との事業連携等を促進する。

(労働局が実施する業務)

- ① 県、教育委員会、経済団体、大学等を構成員とする「高知労働局新卒者等就職・採用応援本部会議」を開催し、新規学卒者及び若年者の県内就職を支援する。
- ② 知事・教育長・労働局長の3者連名による県内主要経済団体への高校新卒者の早期求人提出と若年人材の確保・定着のための雇用環境整備の協力を要請する。
- ③ 学卒ジョブサポーターの担当者制による個別支援と、ニーズを踏まえた求人開拓、求人情報の提供等による応募機会の拡大を図る。
- ④ 県・教育委員会等関係機関との連携・協力により、高校新卒者就職面談会(11月開催予定)を開催して、県内就職を促進する。
- ⑤ 新規大卒者等就職フェア(8月開催予定)について、積極的な広報により県内外の学生等の参加を広く呼び掛け、応募機会の拡大に努める。
- ⑥ 「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び各ハローワークで若年求職者の相談支援を行う。
また、新規登録者等に「ジョブカフェこうち」の支援内容の周知や利用勧奨を図るとともに、取次ぎ誘導を行う。
- ⑦ 「ジョブカフェこうち」から提供された求人情報を基に、ハローワークの求人開拓を行う。
- ⑧ トライアル雇用制度等、国の支援制度の周知・活用により若年者等の正規雇用化を支援するとともに、県の「しごと体験講習」、「ジョブカフェこうち」が実施する就職支援セミナー等の周知、活用勧奨に協力する。
- ⑨ 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、高知県U・Iターン就職相談会を県と連携し、東京・大阪等の大都市圏と高知市で開催する(計7回開催予定)。
また、高知県U・Iターン就職相談会の開催に合わせ、県外大学生を対象にUターン就職相談会も開催する。

開催地が県外の場合は、開催地近隣の労働局にポスター・チラシ及び高知県内求人情報等を送付し、周知についての協力依頼を行う。また、高知会場での就職相談会では、労働局も相談に対応する。

- ⑩ 一体的実施施設の「ハローワークジョブセンターはりまや」に、U・Iターンに係る相談や問い合わせがあれば、求人情報等の管内労働市場情報を提供するとともに、併設している県の「U・Iターン相談コーナー」へ取り次ぎ誘導する。
- ⑪ 県の「移住促進事業」等による県内へのU・Iターンを支援するため、必要に応じ県やU・Iターン就職希望者に県内求人情報や労働市場、高知県U・Iターン就職相談会等の情報提供を行う。また、労働移動支援助成金等の事業主向け支援制度の活用による再就職を支援する。
- ⑫ 国の地方就職支援コーナーを設置するハローワーク(ハローワーク品川・ハローワークプラザ難波)に県内求人情報及び労働市場情報等を定期的に提供し、高知県へのU・Iターン就職希望者に対する支援を行う。
- ⑬ 県、産業雇用安定センター、ハローワークにおけるU・Iターン支援の取り組みや相談窓口等をまとめた「高知県U・Iターンサポートガイド」を作成し、ハローワーク、地方自治体、県との一体的実施施設、U・Iターン就職相談会場、県のアンテナショップ、県の県外事務所等に配付し、U・Iターン希望者等への情報発信を強化する。
- ⑭ 地方自治体等の雇用対策を支援するため、ハローワークの求人情報のオンライン提供を推進する。
- ⑮ 福祉・介護関係機関で構成する「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を労働局と県が事務局として開催し、介護・福祉分野の人材確保について検討協議を行うとともに情報共有を図る。介護就職デイにおいて、介護・福祉分野の就職面接会を県との共催により開催する。
- ⑯ ハローワーク高知に、高知県福祉人材センター及び高知県看護協会の相談窓口を定期的に設置する。
- ⑰ ハローワーク高知「人材確保コーナー」において、人材不足分野の関係団体等と連携した人材確保支援を実施する。

3 地域の実情に応じた雇用機会の確保・創出

【目標】 ①公共職業訓練(委託訓練)受講者の就職率 80%以上

県が進める「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」の取組により、地域において、若者が誇りと志を持って働き、活躍の出来る有為な人材を育成・確保する。

○産業振興計画などの県の産業施策とも連携した就業支援の実施

○職業訓練等による職業能力向上及び就職支援

(県が実施する業務)

① 産業振興計画の推進により雇用の場の拡大を図る。

[主な内容]

- ア)多様な仕事を地域地域に創出するため、地域産業クラスター形成の取り組みを進める。
- イ)産業振興推進地域本部を中心に地域アクションプランの取り組みを進める。

② 農業、林業、水産業、商工業、観光分野において、産業人材の確保・育成に取り組む。

[主な内容]

- ア)産学官連携による体系的な「産業人材育成プログラム」の実施
(土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA))
- イ)「林業大学校」や「農業大学校」、「農業担い手育成センター」などによる一次産業の担い手育成
- ウ)就農相談窓口の一元化(就農コンシェルジュの設置)や漁業就業支援アドバイザーの配置により
新規就業者に対するきめ細かいフォローアップの実施

③ 「ものづくりの地産地消」を推進し、さらに外商につなげるとともに、防災関連産業等の新たな産業振興を図ることを通じて、雇用の創造に取り組む。

④ 高等技術学校における幅広い人材の育成を図る。

⑤ 離職者等に対する機動的な職業訓練を行うため、民間訓練機関等に委託して訓練を実施する。

⑥ 就業につながりやすい職業訓練コースの設定や職業訓練受講者に対する託児サービスの充実。

- ⑦ 県内企業の事業拡大や経営の安定化を支援する取組とこれらを支える人材の育成や確保、働く場の魅力向上を図ることで、企業の生産性の向上を図り、安定的な正社員雇用の創出を支援する。

(労働局が実施する業務)

- ① 成長分野等、新産業の創出により雇用創出に取り組む企業に対し、助成制度の周知・活用を図り、面接会等を開催して地域の雇用創出を積極的に支援する。
- ② ハローワーク高知農林漁業コーナーにおいて職業相談を実施し、県が実施する農業担い手確保・育成対策等の情報提供及び関係機関への取り次ぎを行う。
- ③ 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を共有し、地域訓練協議会及びワーキングチーム会議において、求職者支援訓練と公共職業訓練の訓練分野や実施時期を調整のうえ、人材ニーズ等を踏まえた地域全体の人づくりの視点で公的職業訓練の総合的な計画を立てる。
- ④ 離職者・在職者向けの「ハロートレーニングガイド」を作成し、職業能力開発の理解を深めるとともに、訓練受講中からジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど職業相談を実施して、訓練終了後に正規雇用を目指した早期就職を支援する。

4 未就労者等に対する就労支援

【目標】 ①若者サポートステーションの就職人数	150人
②ジョブカフェこちの相談率（再掲）	70.0%以上
③高知家の女性しごと応援室 3ヵ月以内に就職を希望する相談者の就職率	前年度以上
④ハローワーク高知マザーズコーナー重点支援対象者就職率	92.1%以上

厳しい環境にある者や子育て中の女性、中高年齢者に対する就労支援を一体的に実施する。

○引きこもりや非行少年等厳しい環境にある者への就労支援

○子育て中の女性等に対する就労支援

○中高年齢者に対する就労支援

（県が実施する業務）

- ① 若者サポートステーションによる学校教育からの切れ目のない就職等に向けた支援を実施する。特に、地域の関係機関と連携し、出張相談や訪問支援、送迎支援などアウトリーチ型の支援を実施するとともに、農林業分野やIT分野など対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。
- ② 社会的自立に困難を抱える若者の社会性の育成と、社会的自立を促進するうえで必要な「ソーシャルスキル」を身につけるための、段階的かつ教育的なトレーニングプログラムである「若者はばたけプログラム」の活用促進を図るとともに、若者支援の指導者と支援する人材を育成する。
- ③ 無職少年等の就労を支援するため、無職少年等を受け入れてくれる見守り雇用主の事業所において「見守りしごと体験講習」を実施し、就職へとつなげる。また、見守り就労支援連絡会を開催し、無職少年等を支援する関係機関の情報共有及び連携の強化を図る。
- ④ 児童養護施設等における学習や就職支援など、自立に向けた相談支援体制の強化を図る。

- ⑤ 若年者等の就職及び就職後の職場定着を支援・促進するため、高知県就職支援相談センター「ジョブカフェこうち」を設置する。

[主な内容]

ア) キャリアコンサルティング

イ) 就職や職場定着に繋がりにくい方等を対象にした、就職基礎講座や業界研究、企業見学、職場体験講習等の実施

ウ) 求職者を対象にした就職支援セミナーや就職が内定した高校生や新入社員、企業の人材担当者等を対象にした定着支援セミナーの実施

エ) 県内の就職支援機関等と連携して行う連絡会の開催やセミナーの相互誘導、出張相談等

- ⑥ 就職・再就職や起業など、働くことを希望する女性をサポートするため、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に「高知家の女性しごと応援室」を設置する。(月、火、木、土曜日の週4日開所)

[主な内容]

ア) キャリアコンサルティング

イ) 求人情報、スキルアップのための研修情報、子育て支援情報など女性が働くために必要な情報の一元的な提供

ウ) 無料職業紹介

エ) 女性の就労支援を目的とした研修及びセミナー等の実施

オ) 潜在的な求職者の掘り起こし

カ) 出張相談による東部、西部地域への就労支援

キ) 求人開拓の体制強化

ク) 働きたいと思っているが求職活動を実施していない女性に対し、働くことに一歩踏み出してもらうためのイベントの開催

ケ) 就職決定後のアフターフォローやキャリア形成支援

- ⑦ 女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、地域の助け合いによる子育て支援を行う。

- ⑧ 未就職の中高年齢求職者の「企業体験講習」の受講を支援し、早期就職に繋げるとともに、雇用のミスマッチを防止する。

- ⑨ 「高年齢者雇用安定法」の周知を行い、希望者全員の雇用確保につなげる。

- ⑩ シルバー人材センターの指導等により、高年齢者の就業機会の確保・提供につなげる。

(労働局が実施する業務)

- ① ニート等の若者の職業的自立に向け、地域若者サポートステーション事業を委託実施し、必要に応じハローワークから地域若者サポートステーションへ誘導するとともに、共働して職業相談・職業紹介を実施する。
- ② 無職少年の「職場体験講習」の円滑な実施に向けて、見守り雇用主からの求人を受理し、支援対象者の状況に応じた職業相談・職業紹介を実施する。また、見守り就労支援連絡会に参加し、無職少年を支援する関係機関との情報共有及び連携の強化を図る。
- ③ 「高知家の女性しごと応援室(以下、「応援室」という。)」に求人や職業訓練に関する情報を提供するとともに、応援室から誘導された求職者に対し、職業相談・職業紹介などを行う。また、応援室の周知に協力するとともに、応援室の相談・支援を希望する者を取次ぎ誘導する。
- ④ ハローワーク高知マザーズコーナーで、子供連れで来所しやすい環境で保育関連サービス情報の提供を行い、早期就職を支援する。また、マザーズコーナー利用者等を対象に、就職準備に資する就職支援セミナーを定期的を開催する。
- ⑤ 一体的実施事業として、中高年者を対象とした「企業体験講習」を実施するとともに、講習修了者の職業相談、職業紹介を実施する。
- ⑥ 「ハローワークジョブセンターはりまや」において、中高年者を対象にキャリアコンサルティングの実施、各種セミナーの周知等を行う。
- ⑦ 「高知県シルバー人材センター事業推進連絡会議」を開催し、シルバー人材センター事業の自立的、効果的な事業の推進に向けた方策等について協議・検討を行い、関係者の緊密な連携を促進する。
- ⑧ 未就労者等に対して、ハローワーク高知「人材確保センター」等で人手不足分野への就労支援を実施するとともに、潜在的な求職者の掘り起こしに取り組む。

5 障害者・生活困窮者等の就労支援

〇県と労働局が連携したチームによる障害者等への就労支援

- ・障害者雇用の理解を深めていただき、障害者の就労促進を図るとともに難病の方の就労支援を実施する。
- ・ワンストップ型の就労支援体制の構築等により生活困窮者の就労による自立を促進する。

(県が実施する業務)

- ① 障害者の態様に応じた職業訓練を実施するとともに、雇用率未達成企業も含めた事業所等に対して雇用促進につながる各種の支援制度の普及に向けたPRをハローワークと連携・協力して行う。

[主な内容]

- ア) 就職に困難性を有する学生等(卒業後3年以内)に対して、コミュニケーション訓練、企業実習等による就労準備訓練を実施し、一般就労への踏み出しを支援(若者就労準備訓練)
 - イ) ICTを活用した在宅就業の支援体制の構築
 - ウ) 働く障害者の交流・相談の拠点の設置
 - エ) 若年性認知症の人の職業生活等を支える就労支援ネットワークの構築
- ② こうち難病相談支援センターと労働局が設置する難病患者就職サポーターが連携し、難病患者等に対する総合的な就労支援を実施する。
 - ③ 障害者の職業生活における自立を図るため、就労機関との連携のもと、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な支援を行う。
 - ④ 県立特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や現場実習先の事業所開拓、作業学習における職業指導や就職のアドバイスを行う。
 - ⑤ 特別支援学校生徒の職業能力、勤労意欲を高めるとともに、企業等の雇用促進を図ることを目的として技能検定を実施する。
 - ⑥ 障害者の就労を促進するため、障害者を対象とした企業等での職業訓練を、専門学校や企業等に委託して実施する。

(労働局が実施する業務)

- ① 各ハローワークにおいて、障害の状況、適性、志望職種等に応じた就職支援を行うとともに、県及び地域の障害者就労支援機関と連携し、一般雇用に向けた支援を実施する。
- ② 「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、事業主への意識啓発等の支援を実施する。
- ③ 「難病患者就職サポーター」をハローワークに配置し、病状に応じたきめ細かな個別支援を行うとともに、こうち難病相談支援センターとの連携を図ることにより、難病患者の雇用促進等を図る。
- ④ 障害者の雇用義務がある企業情報を県に提供し、連携した雇用率達成指導時や障害者求人開拓等において、障害者委託訓練や助成金制度等の各種援助制度を周知・案内し、制度の積極的な活用を勧奨する。
- ⑤ 特別支援学校との連携により就職希望者全員に対する職業相談を行い、卒業生の希望に即した個別求人開拓によるマッチングを行う。

○ひとり親や生活保護受給者等、生活困窮者の就労による自立支援

・ワンストップ型の就労支援体制の構築等により生活困窮者の就労による自立を促進する。

(県が実施する業務)

- ① 支援対象者の労働局(ハローワーク)への取次ぎ誘導に努めるとともに、支援状況等についての情報共有を図り、対応についての検討協議を行う。
- ② ひとり親家庭等就業・自立支援センターに相談に来られた方の個々の自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワークと連携し、プログラムに沿った支援を行う。
- ③ ひとり親家庭の保護者等への資格取得等を支援し、就業と自立につなげる。

- ④ 生活困窮者就労訓練事業を実施する認定事業所(中間的就労)の開拓、育成による就労支援を実施する。

(労働局が実施する業務)

- ① 福祉保健所等から取り次ぎ誘導を受けた生活困窮者等の支援対象者について、就職支援ナビゲーターを中心とした就労支援を実施する。
- ② 生活困窮者自立支援事業に基づき高知県が設置する自立相談支援窓口とハローワークが連携を図り、生活困窮者等の自立を促進する。

6 その他

○県内に大量の雇用調整が発生した場合、県と労働局が連携して迅速に対応

- ・地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じ関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施する。

○県内立地企業の人材確保を共同で推進

- ・県内立地企業の人材確保や誘致予定企業について、必要な情報を県と労働局双方が共有するとともに、行政主導による合同会社説明会を開催することで立地企業の円滑な人材確保を図る。

○県・労働局・産業支援団体等7者の連携による求人拡大

- ・県及び産業支援団体、労働局との「求人の拡大に関する協定」に基づき情報提供のあった求人情報を基に、訪問や電話等によりハローワークの求人の提出増加を図る。

○県と労働局それぞれの支援施策の周知を共同で行う。

○県の雇用施策の推進に資する基本データを労働局が提供

- ・一般職業紹介状況や雇用保険等、雇用に関するデータ等を定期的に提供するとともに随時の要請にも対応する。

○職場のトラブル(個別労働紛争)の解決に向けたサポート